

# 環境負荷軽減型酪農支援事業におけるデントコーン・ソルガムの化学肥料及び農薬の使用量の慣行基準及び削減の方法について

平成31年 4月16日  
宮城県農政部畜産課

持続的生産強化対策事業実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知)別紙11 環境負荷軽減型酪農経営支援事業別添1(Iの第2の3関係)に記載の環境負荷軽減に資する取組のうち、デントコーン・ソルガムを作付けする場合の「化学肥料利用量の削減」及び「農薬使用量の削減」において県が設定する「化学肥料及び農薬の使用量の慣行基準及び削減の方法」については次のとおりとする。

## 1 地域の慣行基準

### 1) デントコーン

化学肥料の使用量については窒素量を15kg/10a, 農薬の使用量については農薬使用回数(延べ有効成分回数)を3回とする。

### 2) ソルガム

化学肥料の使用量については窒素量を15kg/10a, 農薬の使用量については農薬使用回数(延べ有効成分回数)を2回とする。

## 2 削減方法

化学肥料及び農薬の使用量の削減については、地域の慣行基準から3割程度削減することとされているため、次のとおりとする。

### 1) デントコーン

化学肥料の使用量については窒素量を10.5kg/10a, 農薬の使用量については農薬使用回数(延べ有効成分回数)を2回とする。

### 2) ソルガム

化学肥料の使用量については窒素量を10.5kg/10a, 農薬の使用量については農薬使用回数(延べ有効成分回数)を1回とする。